

行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

【事業名】 離島振興に必要な経費

事業名：離島振興に必要な経費

令和5年度補正予算額 2.5億円
令和6年度当初予算額 11.5億円

厳しい条件にある離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進等のため、地方公共団体による「定住促進」及び「交流促進」に係る取組を支援する離島活性化交付金等に充てるもの。

離島は、四方を海等に囲まれ、本土に比べて人口減少が顕著であり(昭和30年から令和2年の人口推移にて全国40%増に対し離島65%減)、高齢化等、他の地域に比較して厳しい自然的、社会的条件下にあることから、離島の自立的発展等のためには、離島振興対策実施地域に特化した支援制度が必要である。

離島活性化交付金 (平成25年度創設)

◆ 離島自治体※(都道府県又は市町村)が自ら策定する交付金事業計画に記載された以下の事業を支援

○定住促進事業

- ・産業活性化事業(戦略産品の輸送費支援等)
- ・定住誘引事業(定住情報の提供等)
- ・流通効率化事業
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
- ・小規模離島等生活環境改善事業
- ・安全・安心向上事業

※離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定された256島を抱える26都道府県111市町村が対象

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進

【主な補助率】都道府県、市町村…各事業の1/2以内

民間団体…各事業の1/3以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額まで。)

このほか、離島特有の課題をICTなどの先端技術等を通じて解決するスマートアイランド実証調査等を実施。(令和6年度当初予算のうち、1.4億円)

【想定される論点】

○中長期的なアウトカム設定は適切か。

○自治体が自主的にアクティビティを選択するという本事業の性質上、短期的なアウトカムをどのように設定すべきか。

○効果検証の結果、効果の高いことが確認された優良事例について、より効果的に横展開等を図るべきではないか。

離島振興の考え方(離島振興法第1条)

振興の方針

- 離島の自立的発展 …地域主体の取組支援、産業振興、関係人口の拡大等
- 島民の生活の安定 …生活基盤整備、防災対策等
- 福祉の向上 …介護・福祉、子育て環境整備等
- 地域間の交流の促進 …本土との交流促進等



目的

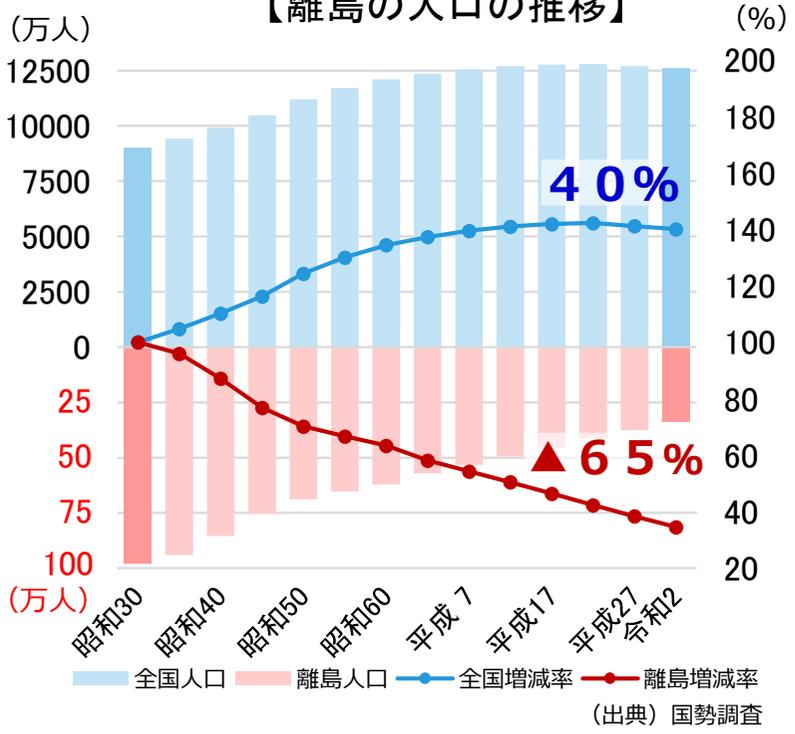
- 無人の離島の増加防止
人口の著しい減少の防止
 - 離島における定住促進
 - 国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与
- を図る

個別事業効果の発現経路

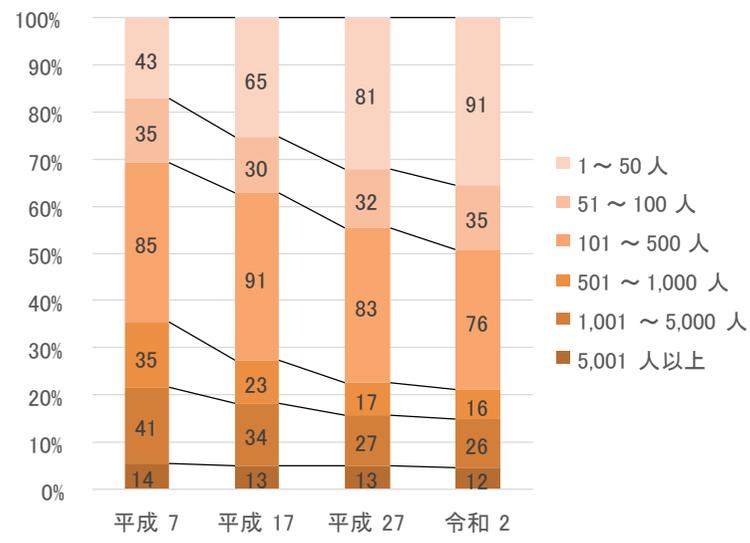


施策対象(離島振興対策実施地域)の現状を示すデータ

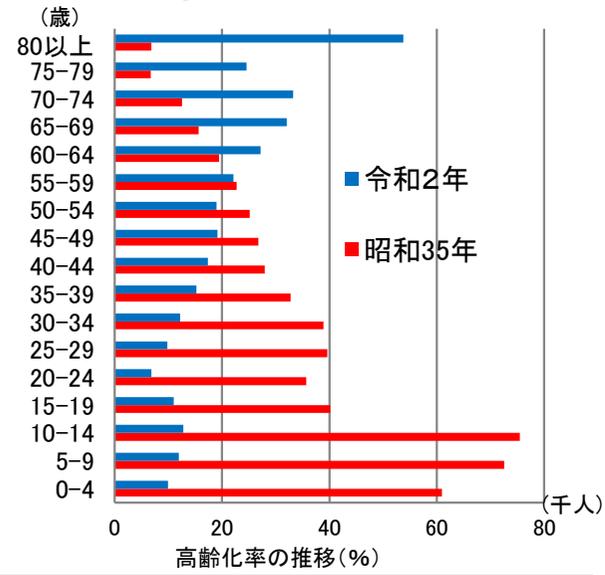
【離島の人口の推移】



【離島の人口規模の推移】



【離島の年齢別人口の推移】

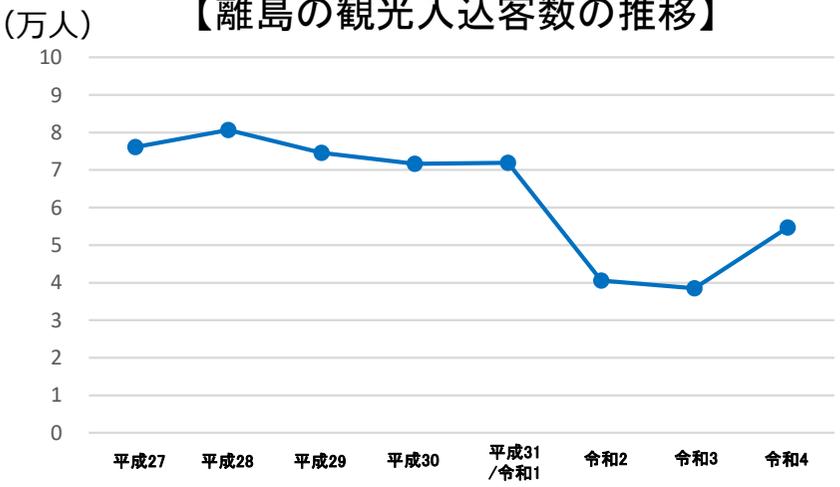


	平成7年	平成17年	平成27年	令和2年
全国	14.6	20.2	26.6	28.0
離島	24.7	32.7	39.0	42.3

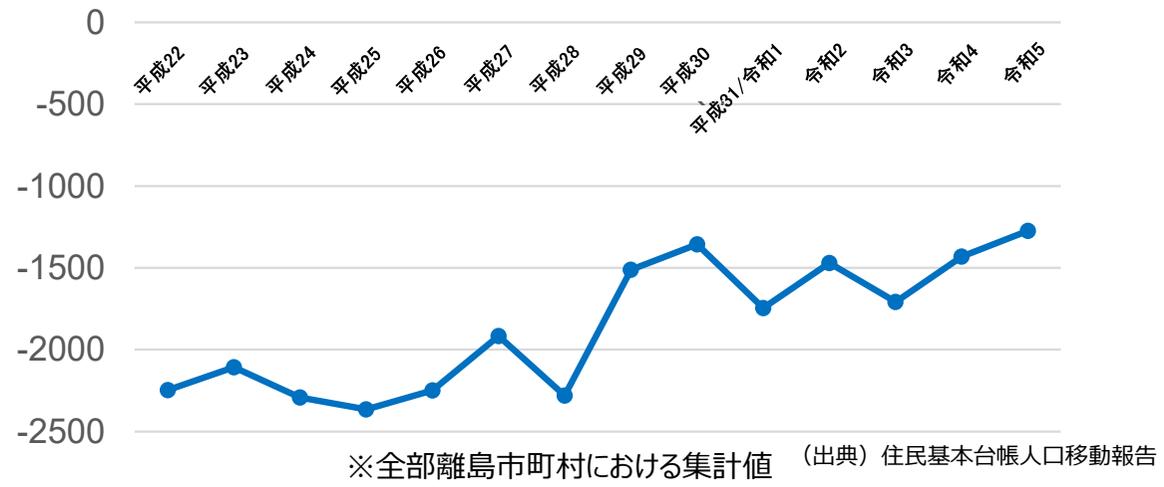
(出典) 国勢調査

※グラフ内の数字は離島数
 (出典) 総務省「国勢調査結果」、公益財団法人日本離島センター「2021離島統計年報」

【離島の観光入込客数の推移】



【離島の社会増減の推移】



※全部離島市町村における集計値 (出典) 自治体への聞き取り調査を基に国土交通省離島振興課調べ

※全部離島市町村：市町村の全ての地域が離島で、離島振興対策実施地域に指定されているもの(令和6年4月1日現在35市町村/全111市町村：31.5%)
 離島振興対策実施地域の256島中、全部離島市町村にある島：86島(34%)、29.5万人(87%)
 一部離島市町村にある島：170島(66%)、4.4万人(13%)

論点①: 中長期的なアウトカム設定

○ 中長期的なアウトカム設定は適切か。

- 離島振興法(昭和28年法律第72号)は、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を目的としている。そのため、離島活性化交付金においては、離島振興法の目的でもある人口の著しい減少の防止を図る観点から、長期的なアウトカムとして、直近10年間のトレンドから推計した令和14年度末の「離島地域の総人口」を設定している。

【長期(10年)】離島地域の総人口・・・令和14年度末における離島地域の総人口を263千人とする。

離島振興法第1条(抜粋)

この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、(中略) 離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

- 総人口の減少を抑えるためには、離島地域における移住・定住を促進し、各年度の社会減のペースを抑えることが必要であることから、中期的なアウトカムとして、5年を経過した時点での「人口の社会増減数」について、直近5年間の平均値を下回らないことを目標としているところ。

【中期(5年)】人口の社会増減数・・・令和9年度の社会減少を1,500人以下とする。

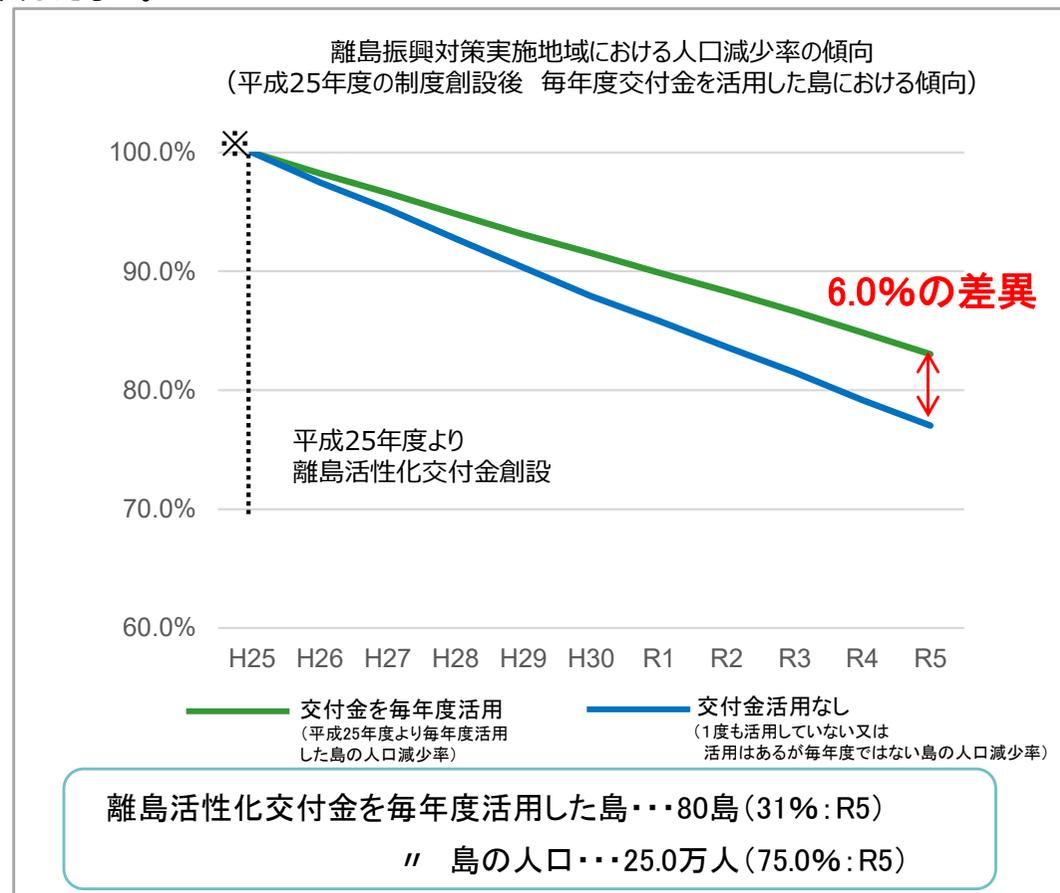
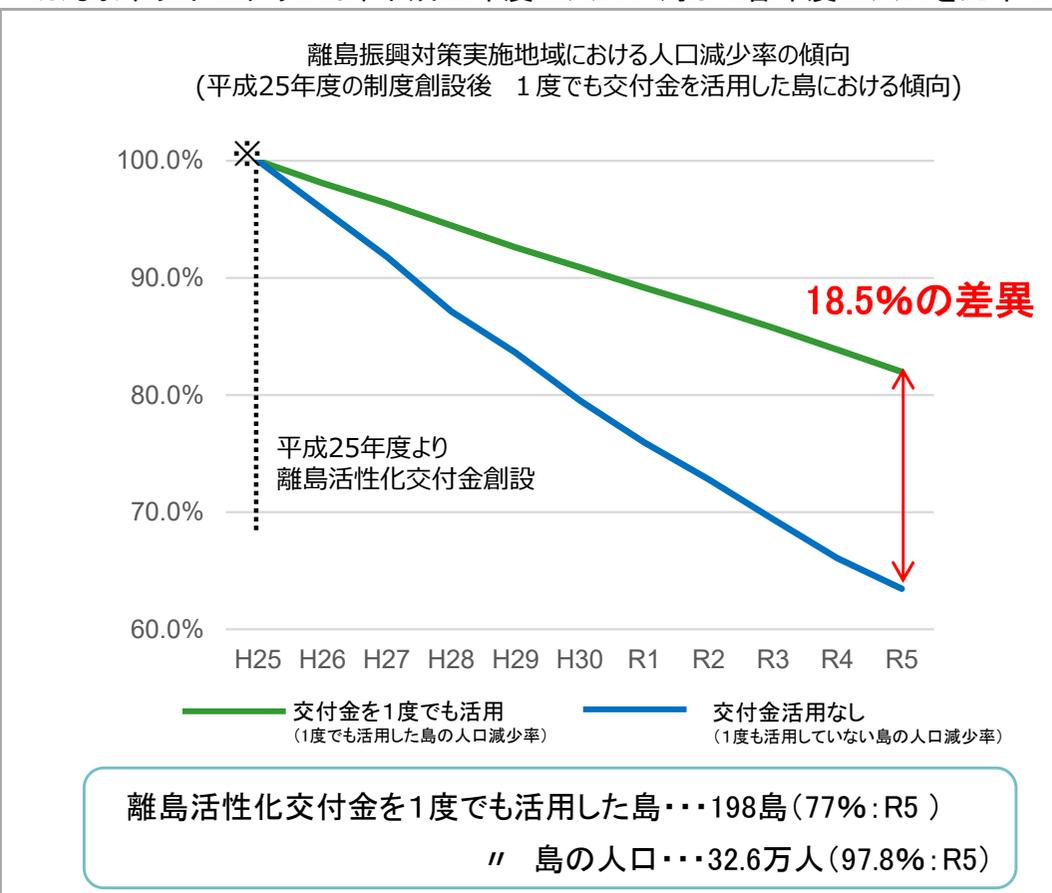
離島活性化交付金事業と離島の人口減少の抑制効果について

離島活性化交付金を活用している島と、活用していない島の人口減少率について傾向を比較したところ、平成25年度の制度創設後、交付金を1度でも活用した島は、1度も活用していない島に対して、人口減少率が18.5%低くなっている。（左図）

ただし、交付金を1度も活用していない島の人口が非常に少ないことから、交付金を毎年度活用した島とそれ以外を比較した。（右図）

その結果、交付金を毎年度活用している島は、それ以外の島と比べて人口減少率が6%低くなっており、人口減少が抑制されている傾向があった。

※なお、以下のグラフは、平成25年度の人口に対して各年度の人口を比率で算出したもの。



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付金を1度でも活用	※100.0%	98.1%	96.4%	94.5%	92.6%	90.9%	89.2%	87.5%	85.7%	83.9%	82.0%
交付金活用なし	100.0%	95.9%	91.8%	87.1%	83.6%	79.5%	76.0%	72.8%	69.4%	66.1%	63.5%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付金を毎年度活用	※100.0%	98.2%	96.6%	94.8%	93.1%	91.5%	89.9%	88.3%	86.6%	84.8%	83.0%
交付金活用なし	100.0%	97.5%	95.2%	92.7%	90.3%	87.9%	85.8%	83.6%	81.5%	79.2%	77.0%

※平成25年度の人口を100%として各年度の人口を比率で算出。

論点②: 短期的なアウトカム設定

○ 自治体が自主的にアクティビティを選択するという本事業の性質上、短期的なアウトカムをどのように設定すべきか。

- 現在は、短期的なアウトカムとして、交流の促進に資する事業の実施により、観光入込客数の増加が見込まれることから、「全部離島市町村における観光入込客数」を設定している。
- しかしながら、離島活性化交付金は、観光入込客数に繋がる事業以外にも、交流又は定住の促進に資する事業として、複数のメニューの中から各自治体を選択した事業に対して支援を実施している現状にある。
- EBPMの観点からは、各アクティビティに応じた指標を設定することがより効果的とも考えられるところ、複数のメニューの中から自治体がどれを選択し、具体的にどのような事業を実施するかは、各自治体が策定する交付金事業計画に委ねられており、短期的なアウトカムとして一律の指標を設定することが困難であるのが実情である。
- 一方で、各自治体の交付金事業計画の策定に際しては、事業ごとに成果目標を設定していることから、それらの達成状況を短期のアウトカムとすることは考えられる。

【主な事業における自治体の成果目標設定例】

新潟県佐渡市

【空き家を活用したお試し住宅の整備】

R3～R5

主にターンの受入れ促進のため、定住体験住宅を整備・貸付。

＜成果目標＞移住者用住宅等の利用により定住に繋がった数

目標・・・R4～R6 の3年間:38人

実績・・・令和4年度:22人

広島県大崎上島町

【離島留学推進事業】 H31～R6

生徒数の減少により廃校の危機にあった大崎海星高等学校において、協議会を立ち上げて離島留学等を活用し島外生の受け入れ等を実施。

＜成果目標＞寄宿舎生徒数

目標・・・令和7年度:30名

実績・・・令和4年度:27名

令和5年度:28名

長崎県対馬市

【輸送費支援事業】 R2～R4

対馬において、戦略産品(原木、製材、木材チップ、薪、魚介類)に対して海上輸送費の一部を支援。

＜成果目標＞林業移出量(木材チップ)

基準値・・・令和2年度:18,702BDt(乾燥重量)

目標・・・令和4年度:19,637BDt(5%増)

実績・・・令和4年度:22,199BDt

論点③:優良事例の横展開

○ 効果検証の結果、効果の高いことが確認された優良事例について、より効果的に横展開等を図るべきではないか。

➤ 例えば、以下のような取り組みについて、他の離島に共有することで、効果的に横展開を図ることが考えられないか。

新潟県佐渡市

【空き家を活用したお試し住宅の整備】

主にIターンを受入れ促進のため、佐渡市に移住を検討している方を対象に、佐渡島内での生活を一定期間体験できる定住体験住宅を整備・貸付し、移住に繋がっている。

＜効果＞これまで83組116名が利用し、46組71名の定住につながった。

広島県大崎上島町

【離島留学推進事業】

生徒数の減少により廃校の危機にあった大崎海星高等学校において、協議会を立ち上げて離島留学等を活用し島外生の受け入れ等の取組を続けてきた結果、学校の存続に繋がっている。

＜効果＞全校生徒数：
H26年度：64人
→R4年度：85人
(うち離島留学生27人)

長崎県対馬市

【輸送費支援事業】

対馬からの木材チップの取引先は全て島外。(中国・関西・中部地方)。長く低迷していた対馬の林業はH20年代後半より活気を取り戻した。地域の振興に直接的に繋がっている。

＜効果＞林業生産額：
H25年度：7.5億円
→令和元年度：10.5億円

【離島振興に必要な経費】

現状把握

離島は四方を海などで囲まれ、他の地域と比較して厳しい条件下にある。

- ・交通手段が海上交通・航空路に限られる。そのため、悪天候等による交通機関の途絶が直ちに住民生活に影響するほか、人・物資等の輸送に要する費用がかかる。
- ・人口規模が小さく、生活に必要なサービスが十分に提供されにくい。

【人口】 全国：▲0.7% (H27:127.1百万人→R2:126.1百万人)、離島：▲10% (H27:37.6万人→R2:33.9万人)

【高齢化率】 全国：29%、離島：42% (R2)

【農林水産】 生産額が28年間で半減 (S60:3,427億円→R1:1,426億円)

課題設定

- ・現状を放置すれば、居住する者のない離島の増加や著しい人口減少の進行が懸念される。
- ・このため、各地域の創意工夫を活かしつつ、産業活性化および離島への移住推進、経済的・文化的諸活動を通じた離島と他地域との交流促進、災害防除ならびに災害発生時における島民の孤立防止に取り組んでいくことが重要。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム			インパクト
<p>当初予算額 12.1億円 (R5)</p>	<p>離島の無居住化、著しい人口減少を防止し離島の振興を図るため、地方公共団体等が行う以下の事業を支援。</p> <p>①定住促進事業 産業活性化、定住情報の提供、流通効率化、デジタル技術等活用促進、小規模離島等生活環境改善、安心安全向上に資する事業</p> <p>②交流促進事業 地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、離島留学等交流促進に資する事業</p> <p>③調査費 離島の振興に繋がる調査等</p>	<p>①定住促進事業 事業実施件数：81件、548百万円 (R5)</p> <p>②交流促進事業 事業実施件数：93件、391百万円 (R5)</p> <p>③調査費 実施件数：10件、160百万円 (R5)</p>	<p>【短期】(1年) 【現行】 ●観光入込客数 全部離島市町村における年間の観光入込客数の総数を前年度以上とする。</p> <p>【修正案】 ●各事業計画等における成果目標の達成状況</p> <p>実施事業の成果目標達成割合を70%以上とする。</p> <p>(R3)75% (125件/166件) (R4)75% (141件/188件) (R5) — 未確定</p>	<p>【中期】(5年)</p> <p>●人口の社会増減数</p> <p>令和9年度における全部離島市町村全体における年間の人口の社会減少を1,500人以下とする。</p> <p>(R3)1,709人 (R4)1,432人 (R5)1,275人</p>	<p>【長期】(10年)</p> <p>●離島地域の総人口</p> <p>令和14年度末における離島地域の総人口を263千人以上とする。</p> <p>(R3)341千人 (R4)333千人 (R5)325千人</p>	<p>●離島振興法の目的</p> <p>・離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図る</p> <p>・地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る</p> <p>・国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与する</p>

参考資料

○ 離島は、その立地条件等から、

- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- ・多様な再生可能エネルギーの導入及び活用
- ・食料の安定的な供給
- ・海洋資源の利用
- ・自然環境の保全
- ・多様な文化の継承
- ・自然との触れ合いの場及び機会の提供

などの**重要な役割を担っている。**

【自然・気候】



冬の利尻富士
(北海道 利尻島)



アカコッコ
(東京都 三宅島)

【歴史・文化】



潜伏キリタン関連遺産
(長崎県 頭ヶ島)



たらい舟を使った漁
(新潟県 佐渡島)

排他的経済水域等の面積（約447万km²）
は世界で6番目の広さ



【我が国の排他的経済水域等の概念図】

離島の概要

○離島振興対策実施地域にある有人離島（令和6年4月1日現在）

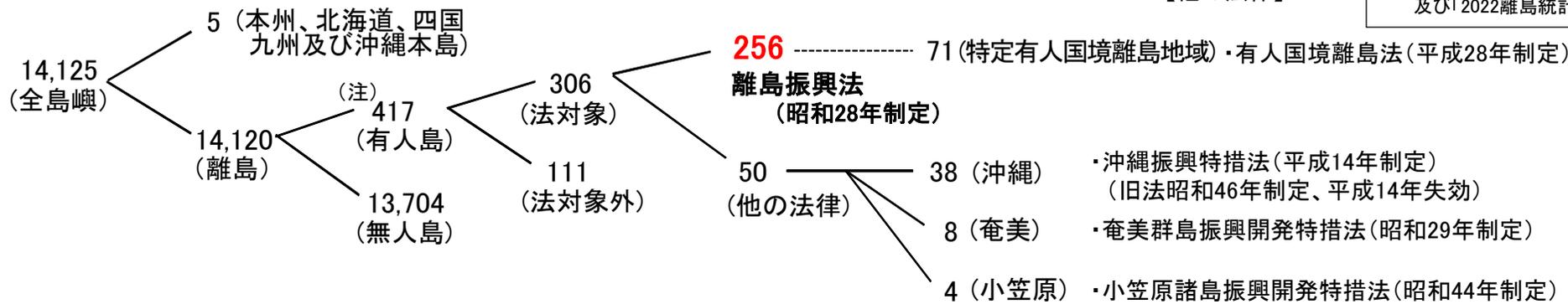
我が国は14,125の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く14,120島が離島。
このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は256島。

【離島振興対策実施地域】

離島の状況	
指定地域	77地域(256島)
関係自治体	26都道府県、111市町村
面積	5,316km ² (全国の1.41%)
人口	34万人(全国の0.27%)

※令和2年国勢調査結果及び「2022離島統計年報」より

【日本の島嶼構成】

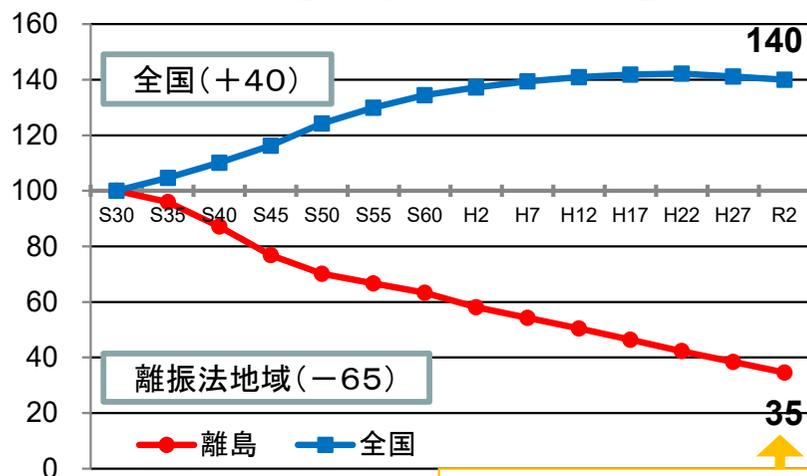


【他の法律】

(注) 令和2年国勢調査結果に基づく有人離島の数を都道府県に聞き取り。内水面離島である沖島(滋賀県)を含む。
(出典) 国土地理院調べ

離島の人口推移

【離島の人口減少率】(S30年を100)



離島人口は、昭和30年の約98万人から令和2年は約34万人まで減少

(出典) 令和2年国勢調査結果

※令和6年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島256島を対象

離島とその他地域との比較

人口減少や高齢化の進展など、離島は全国や他の条件不利地域と比較しても厳しい状況にあり、財政力も厳しい。

	人口増減率 (平成27年→令和2年)	高齢化率 (令和2年)	市町村財政力指数 (令和4年)
離島地域	10%減	42%	0.19
過疎地域	3%増	40%	0.27
奄美群島	5%減	35%	0.16
沖縄	2%増	23%	0.38
全国	0.7%減	29%	0.49

(出典) 人口増減率および高齢化率: 国勢調査結果

財政力指数: 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」(令和4年度)

※令和6年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島256島を対象

※沖縄地域については沖縄本島も含めた数値

※離島の財政力指数については、市町村区域全域が離島である35市町村、86島の平均値

※過疎地域の財政力指数は令和2年度の数値

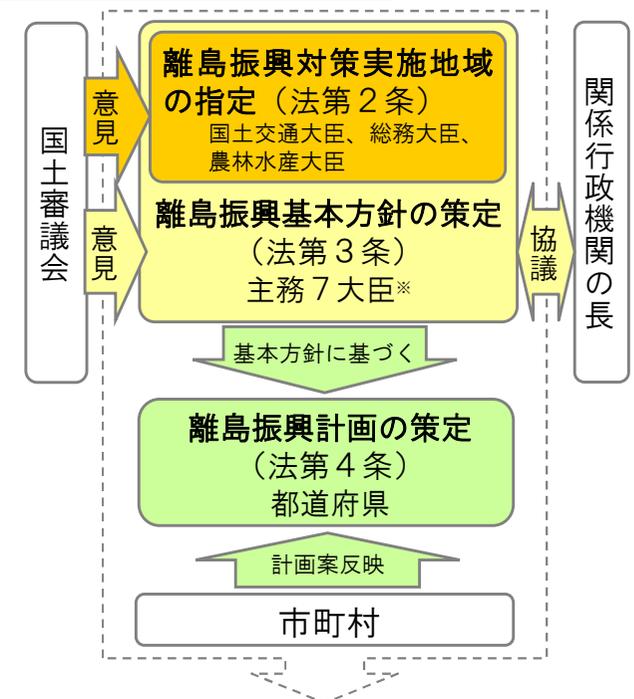
1. 離島振興法の目的(第1条)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口減少、高齢化等、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が多額である状況や、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図るため、国等の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かすとともに、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 離島振興法に係る施策及び主な特例措置等

- 補助率の嵩上げ (法第7条)
 - ・ 港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設 等 (1項)
 - ・ 災害復旧事業 (4項)
 - ・ 簡易水道 (5項)
 - ・ 他の政令による特例措置 (海岸・土地改良 等) (6項)
 - ・ 教員住宅 等 (7項)
- 離島活性化交付金等事業計画 (法第7条の2～第7条の4)
- 税の特例 (法第19、20条)
 - ・ 所得税・法人税の特別償却 (割増償却)
 - ・ 地方税の課税免除に伴う減収補填
- 各種配慮事項 (法第6条、8条、10条～18条)
 - ・ 公共事業予算の明確化 (6条第2項、3項)
 - ・ 地方債への特別の配慮 (8条)
 - ・ 医師等の確保、妊婦支援、遠隔医療の実施 等 (10条)
 - ・ 介護・障害福祉サービスの提供、高齢者・児童福祉施設整備支援 等 (10条の2、11条)
 - ・ 交通の確保、人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化 等 (12条)
 - ・ 高度情報通信ネットワークの充実、維持管理及び先端技術の活用推進 等 (13条)
 - ・ 産業振興、人材の確保、職業能力の開発・向上 (14条、14条の2)
 - ・ 住宅の確保 (空き家活用を含む)、水の確保等の生活環境整備 (14条の3)
 - ・ 島外通学への支援、教職員の確保・処遇改善、遠隔教育、離島留学の推進 等 (15条)
 - ・ 再生可能エネルギーの供給体制整備及び利用推進 等 (17条の3)
 - ・ 事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点から踏まえた防災対策の推進 (17条の4)
 - ・ 小規模離島における日常生活に必要な環境の維持 (17条の6)

3. 離島振興法の体系



国、地方公共団体その他の者による
離島振興計画に基づく事業の実施
(法第5条)

※「主務7大臣」は、
国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

4. 法期限 令和15年3月31日

等

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

離島活性化交付金

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1 / 2 以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1 / 3 以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額まで。都道府県等を通じた間接補助)
※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6 / 1 0 以内
- ◆事業期間：原則として3年以内
- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定している。

○定住促進事業

- ・産業活性化事業・・・雇用の創出のための戦略産品開発、輸送費支援（戦略産品への支援：移出5品目）
企業・創業誘致等促進（企業誘致に向け調査等）
- ・定住誘引事業（定住情報の提供）
- ・流通効率化事業・・・コンテナ、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
- ・小規模離島等生活環境改善事業
- ・安全安心向上事業・・・防災計画作成、防災講習の実施等、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信・・・PR映像、パンフレットの制作等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり・・・イベントによるPR活動等
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進・・・離島留学への支援等

※その他、離島特有の課題をICTなどの先端技術等の実装を通じて解決するスマートアイランドの実現のための実証的な調査を実施している。